

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>○年金制度改革・社会保障制度の一体的、有機的構築</p> <p>・16年再計算に向けた検討</p> <p>・給付と負担のバランス、税と保険の考え方</p>	厚生労働省	<p>・14年1月より、社会保障審議会年金部会において次期財政再計算に向け本格的な議論を開始し、1年間にわたり議論。</p> <p>・上記年金改革等とあわせ、15年2月より、社会保障審議会において、社会保障全体についての制度横断的な議論を開始。</p>	<p>・1年間の議論を参考に、14年12月に「年金改革の骨格に関する方向性と論点」をとりまとめ。</p>	<p>・「方向性と論点」で提示した問題につき国民的な幅広い議論を行うとともに、制度設計のいわゆる各論的な事項について、社会保障審議会年金部会等において議論を進める。</p> <p>・これらの議論を具体的な改革案作りにつなげていく。</p> <p>・社会保障制度を将来にわたって持続可能で安定的なものとして再構築する。</p>	<p>②平成15年末秋の早い段階を目途に厚生労働省としての具体的な改革案を提示、年内に改革の成案を得る。</p> <p>①～②引き続き審議会での議論を進め、平成15年夏頃までに一定の議論のとりまとめを行う。</p>
<p>・物価スライド</p>	厚生労働省	<p>・平成15年度の予算案編成に際し、平成14年の消費者物価の下落分の改定を行うことを決定。</p> <p>・「平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出。</p>	<p>・平成14年の消費者物価の下落分である0.9%の改定を実施し、現役世代の賃金が低下する中で、年金の給付水準についても、保険料を負担する現役世代との均衡を図る。</p>	<p>・本来の物価スライドをした場合の給付水準とは、過去に据え置いた1.7%分に相当する差が依然存在している。このことにより生じている財政影響については、特例法附則で、次期財政再計算において検討を行うことを明記。</p>	<p>②平成15年末次期財政再計算における給付と負担の検討の中で、併せて先の課題についても検討を実施。</p>

ロ. 歳出改革					
<p>○年金制度改革・社会保障制度の一体的、有機的構築 ・16年再計算に向けた検討 ・給付と負担のバランス、税と保険の考え方</p>	厚生労働省	<p>・14年1月より、社会保障審議会年金部会において次期財政再計算に向け本格的な議論を開始し、1年間にわたり議論。</p> <p>・上記年金改革等とあわせ、15年2月より、社会保障審議会において、社会保障全体についての制度横断的な議論を開始。</p>	<p>・1年間の議論を参考に、14年12月に「年金改革の骨格に関する方向性と論点」をとりまとめ。</p>	<p>・「方向性と論点」で提示した問題につき国民的な幅広い議論を行うとともに、制度設計のいわゆる各論的な事項について、社会保障審議会年金部会等において議論を進める。 ・これらの議論を具体的な改革案作りにつなげていく。</p> <p>・社会保障制度を将来にわたって持続可能で安定的なものとして再構築する。</p>	<p>②平成15年末 秋の早い段階を目途に厚生労働省としての具体的な改革案を提示、年内に改革の成案を得る。</p> <p>①～② 引き続き審議会での議論を進め、平成15年夏頃までに一定の議論のとりまとめを行う。</p>
<p>・物価スライド</p>	厚生労働省	<p>・平成15年度の予算案編成に際し、平成14年の消費者物価の下落分の改定を行うことを決定。 ・「平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出。</p>	<p>・平成14年の消費者物価の下落分である0.9%の改定を実施し、現役世代の賃金が低下する中で、年金の給付水準についても、保険料を負担する現役世代との均衡を図る。</p>	<p>・本来の物価スライドをした場合の給付水準とは、過去に据え置いた1.7%分に相当する差が依然存在している。このことにより生じている財政影響については、特例法附則で、次期財政再計算において検討を行うことを明記。</p>	<p>②平成15年末次期財政再計算における給付と負担の検討の中で、併せて先の課題についても検討を実施。</p>

<p>○雇用 ・若年者雇用の総合的戦略 ・就労をうながす雇用保険、生活保護の制度</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○若年者雇用対策 ・未内定者対策として学卒未内定者ジョブサポート事業を14年度補正予算で実施 ・若年失業者の就職を促進するためのヤングワークプラザを14年度補正予算で設置 ・なお、15年度予算に、 ①中高生の職業体験機会の充実(51億円)、 ②職業訓練の充実(39億円)、 ③フリーター等に対する就職支援の強化(108億円)等を計上</p> <p>○雇用保険制度の在り方については、厳しい雇用失業情勢が長期化する中で、経済社会の構造的変化に的確に対応し、制度の安定的運営を確保するため、給付について①早期再就職の促進、②多様な働き方への対応、③再就職の困難な状況に対応した重点化を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮した上で、制度の安定的運営のために必要最小限の引上げを行うこと等を内容とする関係法案を本年1月31日に今国会へ提出したところ。</p>	<p>○若年者雇用対策 ・若年者の職業意識、技能の向上等による職業生活への円滑な移行、若年失業者の安定雇用の実現が期待される。 ・14年度補正予算による事業は15年2月より実施</p> <p>○雇用保険制度 ・受給者の早期再就職の促進、将来にわたる雇用保険制度の安定的運営の確保等が図られるものと考えられる。</p>	<p>○若年者雇用対策 ①第156回国国会会期末15年3月末時点の高卒内定率9割の目標を達成するため、学卒未内定者ジョブサポート事業を強力に推進し、目標の達成に全力で取り組む。 15年度予算案に計上している事業については、予算成立後速やかに実施</p> <p>○雇用保険制度 ①第156回国国会会期末まで ・本年5月1日施行予定。 施行後は、改正法の円滑な施行に努める。 ②平成15年末まで ③それ以降 施行後は、改正法の円滑な施行に努める。</p>
--	--------------	--	--	---

○生活保護制度については、すでに、就労が可能な者の就労を促進するため、①保護の種類の一つとして生業扶助を設け、生業に必要な資金や技能習得に要する費用を給付するとともに、②勤労収入等を得ている者については、勤労意欲の助長等を図る観点から、保護費の算定における収入認定額から勤労収入に応じた一定額を控除する取扱になっている。

八. 規制改革

<p>民間委託（アウトソーシング）やPFI等の活用 従来公的部門が直接行ってきた事務事業で民間委託やPFI等を積極的に活用する。各府省は一定範囲の事務事業について、民間委託やPFI等の活用の適否を検討し結果を公表する。こうした方式を、当面試験的に導入する。 (骨太の方針2002)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p><ケアハウス> ・平成13年度にケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大。平成13年度第1次補正予算において、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費について、新たに国庫補助対象としたところ。 ・平成14年2月には、各自治体がPFI制度を活用した公設民営方式によるケアハウスの整備を行うことを支援するため、実施マニュアルを作成・配布。 ・平成14年7月に自治体の担当者向け研修会を開くなど、引き続きPFI制度を活用したケアハウスの整備について周知を図っている。 ・PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費補助については、平成14年度補正予算において、これを痴呆性高齢者グループホーム等に拡大した。 ・平成15年度予算案においては、構造改革特区における特別養護老人ホームの整備について、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費に係る国庫補助を盛り込んでいる。</p>	<p>・現在、東京都杉並区及び中央区、千葉県市川市並びに愛知県高浜市において、PFI法の枠組みを活用してケアハウス等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われ、東京都杉並区、千葉県市川市及び愛知県高浜市においては、既に事業者が選定されたところ。</p>	<p>・引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく必要がある。</p>	<p>○平成15年度においては、構造改革特区における特別養護老人ホームの整備について、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費の補助を行う予定。</p>
--	--------------	--	--	--	--

<p><保育所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有施設等を活用した保育所設置に係る資料集を作成し、都道府県等に保育所PFI実施マニュアルを示したところ。(平成14年3月)これを受け、千葉県市川市において、PFI法の枠組みを活用して保育所等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われているところ。 ・平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催したところ。 ・平成15年度予算案において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予算を計上。 	<p>公設民営保育所設置件数 406件[累計](平成14年8月末現在) ※うち、13年度及び14年度で計105件</p>	<p>引き続き、事業の周知、徹底等を進め、公設民営保育所の整備を推進していく必要がある。</p>	<p>平成15年度においても、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予定。</p>
<p><医療施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度において医療施設のPFI化のための総合的ガイドラインを策定。 ・平成14年度より、PFI事業による医療施設整備についても、医療施設整備に関する補助の対象となるよう、補助方式を拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、高知県・高知市が共同して開設する高知医療センターの事業者が選定されたところである。また、近江八幡市が開設予定の近江八幡市民病院については、事業者の選定が進められているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく必要がある。 	<p>平成15年度においても、PFI事業による医療施設整備に対する補助を実施。</p>

<p>「官」から「民」の観点に立ち、規制改革（構造改革特区を含む）や民営化、民間委託、PFIについて論じていただきたい。 (7月19日総理指示)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>＜サービスの質の向上のための構造改革特区の推進＞ ・第1次提案について、特区において9項目、全国において40項目の事項について対応することとした（「構造改革特区推進のためのプログラム」（平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定））。 ・第2次提案について、特区において10項目、全国において12項目の事項について対応することとした（「構造改革特区の第2次提案に対する政府の対応方針」（平成15年2月27日構造改革特別区域推進本部決定））。 ・第2次提案で対応することとした事項のうち、「保育の実施に係る事務の教育委員会への委任」が盛り込まれた「構造改革特別区域法の一部改正法案」が国会に提出（予定）。</p>	<p>・第1次提案で対応することとした事項のうち、「県立の農業大学校の届出による無料職業紹介事業の容認」、「社会保険労務士の業務に労働契約の締結等の代理の業務を追加」及び「公設民営方式又はPFI方式による株式会社の特別養護老人ホーム運営への参入の容認」の3項目が盛り込まれた「構造改革特別区域法」が成立（平成14年12月11日）。 ・平成15年4月1日より、自治体の特区計画の認定申請の受付を内閣官房において開始予定。</p>		<p>・特区及び全国で対応することとした事項の着実な実施。 ・第3次提案を6月1日より内閣官房において受け付けることとなっており、自治体からの提案について、真摯に検討。</p>
--	--------------	---	--	--	---

	<p><ケアハウス等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成13年度にケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大。平成13年度第1次補正予算において、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費について、新たに国庫補助対象としたところ。 ・ 平成14年2月には、各自治体がPFI制度を活用した公設民営方式によるケアハウスの整備を行うことを支援するため、実施マニュアルを作成・配布。 ・ 平成14年7月に自治体の担当者向け研修会を開くなど、引き続きPFI制度を活用したケアハウスの整備について周知を図っている。 ・ PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費補助については、平成14年度補正予算において、これをデイサービスセンター、痴呆性高齢者グループホーム等に拡大した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、東京都杉並区及び中央区、千葉県市川市並びに愛知県高浜市において、PFI法の枠組みを活用してケアハウス等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われ、東京都杉並区、千葉県市川市及び愛知県高浜市においては、既に事業者が選定されたところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく必要がある。
--	---	--	--	--

<p>「官」から「民」の観点に立ち、規制改革（構造改革特区を含む）や民営化、民間委託、PFIについて論じていただきたい。 （7月19日総理指示）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>【保育所について】 株式会社参入 ・会計処理の柔軟化等を実施（「保育所運営費の経理等について」平成14年3月29日雇児発第0329030号改正） ・平成14年度において、公設民営の保育所に対する施設整備補助を実施するなど、民間参入の促進に努めている。 ・平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催し、先進的な事例、公設民営保育所の現状等について情報提供を行ったところ。 ・なお、平成12年3月より、保育所設置主体の制限を撤廃し、NPO法人、株式会社、学校法人等の参入を認めているところ。</p>	<p>・株式（有限）会社による保育所設置件数 20件 [累計]（平成14年10月現在） ・公設民営保育所設置件数 406件 [累計]（平成14年8月末現在）</p>	<p>引き続き、事業の周知、徹底等を進め、公設民営保育所の整備を推進していく必要がある。</p>	<p>平成15年度において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予定。</p>
--	--------------	---	--	--	--

<p>公設民営化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有施設等を活用した保育所設置に係る資料集を作成し、都道府県等に保育所PFI実施マニュアルを示したところ。(平成14年3月)これを受け、千葉県市川市において、PFI法の枠組みを活用して保育所等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われているところ。 ・平成14年度において、公設民営の保育所に対する施設整備補助を実施するなど、民間参入の促進に努めている。 ・平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催したところ。 	<p>公設民営保育所設置件数 406件[累計] (平成14年8月末現在)</p>	<p>引き続き、事業の周知、徹底等を進め、公設民営保育所の整備を推進していく必要がある。</p>	<p>平成15年度において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を一層推進する予定。</p>
---	--	--	--

<p>・必置規制の見直し（厚生労働省関係等） ・地方自治体関係業務の再整理（厚生労働関係等）</p>	<p>厚生労働省等</p>	<p><幼保一元化問題等> ○地域の実情に応じた設置・運営が可能となるよう、文部科学省と共同して、両施設の共用化等、弾力的な運用を可能としているところであり、その促進に努めたところ。 ○幼稚園教諭・保育士両資格の同時取得がしやすくなるよう、14年度において、保育士養成課程の見直しを実施。 ○「構造改革特区の第2次提案に関する政府の対応方針」（平成15年2月27日構造改革特区推進本部決定）において、共用化指針による施設においては、一定の条件を満たす場合、原則として、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を保育することを認めることとしたところ。</p> <p><児童相談所、児童福祉司を含めた福祉サービスの在り方> ○社会保障審議会児童部会で検討するとともに、昨年12月に「児童虐待の防止等に関する専門委員会」を設置し、検討しているところ。 （児童部会） 第6回平成14年9月27日 （専門委員会） 第1回平成14年12月3日 第2回平成15年1月29日</p>	<p>幼稚園・保育所の共用化施設数 171件[累計]（平成14年5月現在）</p>	<p>「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針について」（平成14年12月24日閣議報告）において、「地域における幼稚園と保育所の連携の事例集積や、両方の資格者の増加状況等を踏まえつつ、並行して幼稚園と保育所の制度間のあり方や運営に係る経費負担のあり方について検討を行う」「保育所等の社会福祉施設に対する施設整備費補助負担金のあり方について検討する」とこととされているところ。</p> <p>児童相談所及び児童福祉司は、児童虐待対応の中心的役割を担う機関及び職種として専門機能の向上が強く求められており、今後、必置規制の見直しにより機能の維持・向上が可能かどうか検討していく必要がある。</p>	<p>・幼稚園教諭資格所有者が保育士資格を取得しやすくするための措置について、平成15年度中に検討・措置する。 ・保育所の調理室については、余裕教室に保育所を設置する場合等において、安全性等が確保されている場合には、調理室の兼用を認めることについて、平成15年度中に検討・措置する。</p> <p>今後、社会保障審議会児童部会等における議論を踏まえ、平成16年度を目途に結論を得る。</p>
---	---------------	--	---	--	--

		<p><保健所長の医師資格要件の廃止> 平成14年度中に保健所長の職務の在り方に関する検討の場を設けた。</p>	<p>1年程度を目安として検討を行い、検討結果を施策に反映</p>	<p>検討内容 ①保健所が担うべき業務について ②保健所長の職務について ③保健所長に求められる能力について ④保健所長の資格要件についての今後のあり方 ⑤その他</p>	<p>①②1年程度を目安として検討を行う。 ③検討結果を施策に反映</p>
ホ. その他の制度改革					
<p>食品安全委員会の新設にスクラップ&ビルドで対応</p>	<p>内閣官房 農林水産省</p>	<p>平成14年6月11日の「食品安全行政に関する関係閣僚会議」決定において、食品安全委員会の設置は、スクラップ・アンド・ビルドによるものとされており、具体的には食糧庁組織の廃止等、農林水産省及び厚生労働省の既存組織の見直しにより行うものとされている。 当該指摘に沿って関係省庁間で調整を行い、厚生労働省としては平成15年度に14人の定員を設立予定の食品安全委員会に振り替えることとしている。</p>	<p>未だなし。</p>	<p>特になし。</p>	<p>平成15年度に14人の定員を設立予定の食品安全委員会に振り返る予定。</p>
<p>○医療制度改革 ・保険者の効率的単位への統合及び再編、高齢者医療、診療報酬体系の見直し</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>健康保険法等の一部を改正する法律の附則に定められた事項について「基本方針」を策定する予定。</p>	<p>①保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方、②新しい高齢者医療制度の創設、③診療報酬体系の見直しについて基本的方向を定め、将来にわたって安定的な医療制度を構築する。</p>		<p>③基本方針に基づき着実に医療制度改革を実施。</p>

<p>・社会保障個人会計の推進</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>・年金の個人情報については、社会保険事務所における年金見込額試算対象年齢の引き下げをはじめとする、年金個人情報提供の充実に向けた施策については、平成15年度以降の実施に向け、所要の環境整備を進めているところ。</p> <p>・年金改革の議論において、ポイント制の導入を検討。(H14.12の「方向性と論点」)</p> <p>※ポイント制： 個々人の保険料納付実績を年ごとに点数化することにより、自らの拠出実績が確認できるとともに、被保険者にとって将来受給する年金が着実に増加することを実感できる仕組み。</p>	<p>施策の実施予定時期である平成15年度以降、成果が生じるものと期待</p>	<p>・社会保障個人会計については、 ①損得論を助長しないようにすること ②プライバシー保護への十分な配慮が必要であること ③膨大なコストと時間が必要であること などから、年金個人情報提供の実施状況や、個人情報保護法案の審議状況を踏まえる必要。</p> <p>・年金の個人情報提供についても、個人情報提供にあたっての万全のセキュリティーの確保が必要。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・社会保険事務所における年金見込額試算対象年齢の引き下げ(58歳以上→55歳以上) ②</p> <p>平成15年末 ・被保険者記録の事前通知と年金見込額の提供</p> <p>①～② ・ポイント制の導入については、引き続き、年金改革の議論の中で検討。</p> <p>③それ以降 ・インターネット等を利用した年金個人情報の提供 ・社会保険事務所における年金見込額試算対象年齢の引き下げ(55歳以上→50歳以上)</p>
---------------------	--------------	---	---	---	---

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
マクロ経済の観点からは景気への自動安定化機能を有している雇用保険制度について、将来にわたりセーフティ・ネットとしての安定的運営を確保するため、早期再就職の促進、多様な働き方への対応、再就職の困難な状況に対応した給付の重点化を中心とした制度の見直しを行う。	厚生労働省	給付について①早期再就職の促進、②多様な働き方への対応、③再就職の困難な状況に対応した重点化を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮した上で、制度の安定的運営のために必要最小限の引上げを行うこと等と内容とする関係法案を本年1月31日に今国会へ提出したところ。	厳しい雇用失業情勢が長期化する中で、経済社会の構造的変化に的確に対応し、①早期再就職の促進、②多様な働き方への対応、③再就職の困難な状況に対応した重点化を図り、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮した上で必要最小限の引上げを行うこと等で、雇用保険制度の安定的運営の確保が図られる。		①第156回国会会期末まで ・本年5月1日施行予定の雇用保険法等の改正により ②平成15年末まで ③それ以降
ホ. その他の制度改革					
・離職者支援資金の貸付条件の緩和 自営廃業者、雇用保険の給付期間が終了した失業者等に対し、生活資金を貸し付ける離職者支援資金について、償還期間の延長等貸付条件の緩和を行う。	厚生労働省	平成14年12月9日に関係通知を改正し、次に掲げる事項を内容とする貸付条件の緩和を行ったところ。 ①連帯保証人の要件の緩和 連帯保証人について、原則2名から1名とする。 ②貸付金の償還期間の延長 貸付金の償還期間について、据置期間経過後5年以内から7年以内とする。	貸付条件を緩和することにより、失業者世帯の資金需要に対応し、もって失業者世帯の自立の支援を図る。	本貸付制度が利用されるよう、周知、広報等が必要である。	・貸付窓口となる市町村社会福祉協議会や民生委員等に対する周知徹底、 ・市町村社会福祉協議会や地方公共団体における広報誌等の活用、 ・公共職業安定所との密接な連携等を図ることにより、本貸付制度が利用されるよう引き続き指導・支援を行う。
・住宅ローン返済困難者対策の実施 失業等により、住宅金融公庫等のローン返済が困難となっている者に対し、返済条件の変更を行う制度を着実に実施する。	厚生労働省	・年金資金運用基金においては平成14年12月から、雇用・能力開発機構においては平成15年1月から、失業等によりローン返済が困難となっている者に対し、返済条件の変更を行う制度を改善して実施。	・失業者等の住宅ローン返済困難者の返済負担の軽減措置を充実させることにより、セーフティネットの拡充に資する。		③それ以降 情勢に応じた制度改善等。

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
<p>(ゴミゼロ作戦) ○循環型経済社会の構築に向け、NPO、市民、産業界などのパートナーシップ形成を支援する。例えば、国民参加によるゴミゼロ運動の展開、民間事業者の先進的なリサイクル施設への支援等を通じてゴミゼロ社会構築を推進する。</p>	農林水産省	<p>・平成13年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)の着実な実施を図るため、食品関連事業者、再生利用事業者、地方公共団体、農業者、消費者等を対象に、食品リサイクル法の趣旨等の普及啓発を図るとともに、先進的・モデル的な食品リサイクル施設の整備に対して支援を行った。</p>	<p>・農林水産省の調査によれば、再生利用に取り組んでいる事業所(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)の割合は、平成12年度の46%から平成13年度は50%に向上しており、食品廃棄物の利活用に向けて成果をあげている。</p>		<p>①第156回国国会期末～③それ以降 ・食品リサイクル法の着実な実施を図るため、先進的・モデル的な食品リサイクル施設の整備に対する支援を実施。 ・食品関連事業者等を対象にした食品リサイクル法の普及啓発、法施行に必要な基礎データを収集するための委託調査等を実施。</p>
<p>(脱温暖化の社会づくり) ○京都議定書の目標達成・実施を担保するための国内制度を整備する。 ○京都議定書の実施に必要な体制整備の一環として排出権取引、環境に関する税・課徴金などの経済的手法について検討を進める。</p>	農林水産省	<p>・平成14年12月26日に農林水産省が「地球温暖化防止森林吸収源10力年対策」を策定。</p>	<p>・「地球温暖化防止森林吸収源10力年対策」に基づき、「地球温暖化対策推進大綱」(14年3月)に定めている、森林による3.9%の温室効果ガス吸収量確保に向けた総合的かつ効果的な対策の推進に資する。</p>	<p>・これまで、農林水産省と環境省は共同で森林整備のあり方について検討を重ねてきたところ。 ・「地球温暖化防止森林吸収源10力年対策」を計画的かつ着実に達成するためには、環境省をはじめ関係省庁との施策連携強化並びに地方公共団体、森林所有者等との理解と協力が不可欠な課題。</p>	<p>①第156回国国会期末 ・森林法を改正し、森林の多面的機能の発揮を図る公共事業である森林整備事業と治山事業の総合的かつ効率的な推進を図るとともに複層林施策を推進する観点から、森林計画制度を見直す。 ②平成15年末 ・管理不十分な森林を抽出し、これを整備する「プラン」を都道府県が作成し、これらの森林の着実な整備を進める。 ③それ以降 ・森林吸収源対策を着実に実施していく一方、地球温暖化対策推進大綱のステップバイステップの取組方針に従い、平成16年度末に森林吸収源対策の評価見直しを行う。</p>

	農林水産省	<p>・「農林水産省循環型社会構築・地球温暖化対策推進本部」において、「地球温暖化対策推進大綱」に基づき、農林水産省における具体的な取組について検討（13年11月～14年12月まで4回開催）。</p> <p>上記の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年12月に「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を決定。 ・平成14年6月に「バイオマス・ニッポン総合戦略策定プロジェクトチーム」を発足させ、平成14年12月に関係府省と連携して「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に基づき、「地球温暖化対策推進大綱」（14年3月）に定めている、森林による3.9%の温室効果ガス吸収量確保に向けた総合的かつ効果的な対策の推進に資する。 ・生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目途とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的な行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体等において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進大綱に基づき森林吸収源対策等第1ステップの施策を確実に実施。 ・第2ステップ以降に当省が講じるべき施策についての検討。 	<p>①第156回国会会期末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」及び「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき各種施策を構築。 <p>②平成15年末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会構築のために必要な施策の検討、決定。 <p>③それ以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」及び「バイオマス・ニッポン総合戦略」の着実な実施とフォローアップ。
<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の生産流通合理化等のための法改正案を提出する。（④） 	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・契約野菜安定供給制度の創設等野菜生産出荷安定法の改正（平成14年6月施行）。 ・野菜生産出荷安定法の改正内容の普及・浸透を図るとともに、生産・流通の構造改革を促進する取組を支援。 	<p>①機械化一貫体系の導入や低コスト耐候性ハウス、通い容器の整備等による低コスト化を図るとともに、高付加価値化及び契約取引の推進といった取組が進展。</p> <p>②野菜生産出荷安定法の改正（平成14年6月施行）により創設された契約野菜安定供給制度の普及浸透等により、セーフティネットとしての野菜価格安定に貢献。</p>		<p>①第156回国会会期末</p> <p>～③それ以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際競争にも耐え得る体質の強い国内供給体制を確立するため、低コスト化、高付加価値化、契約取引の推進といった取組を加速化するなど、野菜の構造改革対策を一層推進。特に、安全・安心な国産野菜の供給体制を強化。

ホ. その他の制度改革

<p>(自然との共生) ○湿地や里山の再生等の自然再生事業を各省連携、市民参加を図りつつ推進する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・15年度予算政府案において、里地や棚田の豊かな自然環境の保全・再生を推進する観点から、多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を行う「里地棚田保全整備事業」を創設。</p> <p>・15年度予算政府案において、田園地域における地域住民・NPO等と連携した自然環境の保全・再生活動等に対し支援を行う「田園自然環境保全・再生支援事業」を創設。</p>			<p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・「里地棚田保全整備事業」の積極的な推進。</p> <p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・「田園自然環境保全・再生支援事業」の積極的な推進。</p>
<p>(脱温暖化の社会づくり) ○京都議定書の実施に必要な体制整備の一環として排出権取引、環境に関する税・課徴金などの経済的な手法について検討を進める。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・平成14年12月26日に農林水産省が「地球温暖化防止森林吸収源10力年対策」を策定。</p>	<p>・「地球温暖化防止森林吸収源10力年対策」に基づき、「地球温暖化対策推進大綱」(14年3月)に定めている、森林による3.9%の温室効果ガス吸収量確保に向けた総合的かつ効果的な対策の推進に資する。</p>	<p>・これまで、農林水産省と環境省は共同で森林整備のあり方について検討を重ねてきたところ。 ・「地球温暖化防止森林吸収源10力年対策」を計画的かつ着実に達成するためには、環境省をはじめ関係省庁との施策連携強化並びに地方公共団体、森林所有者等との理解と協力が不可欠な課題。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・森林法を改正し、森林の多面的機能の発揮を図る公共事業である森林整備事業と治山事業の総合的かつ効率的な推進を図るとともに複層林施業を推進する観点から、森林計画制度を見直す。</p> <p>②平成15年末 ・管理不十分な森林を抽出し、これを整備する「プラン」を都道府県が作成し、これらの森林の着実な整備を進める。</p> <p>③それ以降 ・森林吸収源対策を着実に実施していく一方、地球温暖化対策推進大綱のステップバイステップの取組方針に従い、平成16年度末に森林吸収源対策の評価見直しを行う。</p>

	農林水産省	<p>・「農林水産省循環型社会構築・地球温暖化対策推進本部」において、「地球温暖化対策推進大綱」に基づき、農林水産省における具体的な取組について検討（13年11月～14年12月まで4回開催）。</p> <p>上記の結果、</p> <p>・平成14年12月に「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を決定。</p> <p>・平成14年6月に「バイオマス・ニッポン総合戦略策定プロジェクトチーム」を発足させ、平成14年12月に関係府省と連携して「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。</p>	<p>・「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に基づき、「地球温暖化対策推進大綱」（14年3月）に定めている、森林による3.9%の温室効果ガス吸収量確保に向けた総合的かつ効果的な対策の推進に資する。</p> <p>・生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目途とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的な行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。</p> <p>・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体等において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。</p>	<p>・地球温暖化対策推進大綱に基づき森林吸収源対策等第1ステップの施策を確実に実施。</p> <p>・第2ステップ以降に当省が講じるべき施策についての検討。</p>	<p>①第156回国国会会期末</p> <p>・「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」及び「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき各種施策を構築。</p> <p>②平成15年末</p> <p>・循環型社会構築のために必要な施策の検討、決定。</p> <p>③それ以降</p> <p>・「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」及び「バイオマス・ニッポン総合戦略」の着実な実施とフォローアップ。</p>
<p>(効率性・透明性の追求)</p> <p>○非かんがい期において都市部にも及ぶ農業水路への通水により地域の水辺環境の再生を推進するなど既存ストックの有効活用を推進する。</p>	農林水産省	<p>・H14年度より、モデル地域5地区を選定し、水環境の再生に向けた調査、検討、試験通水を開始。</p>		<p>・試験通水の結果等を踏まえた既存ストックの有効活用手法の確立。</p>	<p>①第156回国国会会期末～③それ以降</p> <p>・試験通水等の着実な実施と既存ストックの有効活用手法の検討。</p>

<p>(効率性・透明性の追求) ○汚水処理施設の整備について、経済性効率性等の観点からその分担を見直し、連携を図る。</p>	<p>国土交通省、農林水産省、環境省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設整備に関する都道府県構想の見直しについて、3省連名で都道府県宛通知(平成14年12月) ・都道府県の各汚水処理施設整備の担当者を対象に、3省合同で会議を開催(平成14年11月)。 ・平成14年度より、農林水産省及び環境省において、農業集落排水施設と合併処理浄化槽の連携整備事業を開始。 	<p>【構想見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県構想については、15県で見直し済み、25都道府県で見直し中(平成14年12月末現在)。 <p>【事業間連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設連携整備事業を36箇所を実施(平成14年度まで)。 ・下水道と農業集落排水施設との処理場の共同利用を24箇所を実施(平成14年度末現在)。 ・農業集落排水処理施設と合併処理浄化槽の連携整備事業を4箇所を実施(平成14年度末現在)。 ・汚水処理施設共同整備事業(MICS)を48箇所を実施(平成14年度末)。 		<p>①第156回国国会会期末 ～③それ以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、農林水産省及び環境省の3省が連携して、「都道府県構想」の見直し及び事業間連携について、引き続き推進する。
<p>○地域で社会事業を担うNPOの支援強化</p>	<p>農林水産省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・15年度予算政府案において、田園地域における地域住民・NPO等と連携した自然環境の保全・再生活動等に対し支援を行う「田園自然環境保全・再生支援事業」を創設。 			<p>①第156回国国会会期末 ～③それ以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「田園自然環境保全・再生支援事業」の積極的な推進。

<p>・生産情報の食卓への提供を行う。(2)</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・牛肉については、 ①牛の個体識別システムを構築し、インターネットによる個体情報の公開を開始(14年10月) ②安全性に対する消費者の信頼を確保する等の観点から、生産から流通・消費の各段階で個体識別番号等により牛の個体情報が正確に伝達されるための制度を構築することとし、そのための新法案(「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案」(牛肉トレーサビリティ法案))を第156回国会に提出。</p>	<p>・インターネットによる個体情報の公開に対しては、消費者等によるアクセス件数は76,745件(14年10月～15年1月)</p>		<p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・牛肉トレーサビリティ法案の公布後6ヶ月以内に個体識別番号による牛の出生からと畜までの生産履歴情報の一元管理・公表の措置を実施するとともに、1年6ヶ月以内に国産牛の精肉に個体識別番号等の表示の義務付け等の措置を実施。 ・牛肉トレーサビリティ法の円滑な施行</p>
	<p>農林水産省</p>	<p>・14年度食品トレーサビリティシステム開発・実証試験の実施(野菜、鶏肉等7課題) ・青果物、米、豚肉、鶏肉、鶏卵、養殖水産物、きのこ類について、トレーサビリティシステム導入のために必要な情報関連機器の整備等の支援を15年度予算政府案において実施。 ・加工食品等の多種多様な原材料を用いた食品や市場経由等より複雑な流通形態に対応したトレーサビリティシステムの確立に必要な実証及びトレーサビリティシステムの普及啓発を15年度予算政府案において実施。</p>	<p>・トレーサビリティシステムに関する実証試験により、事業者によるトレーサビリティシステム導入が促進された。</p>	<p>・トレーサビリティの普及啓発活動の一層の推進。</p>	<p>②平成15年末～③それ以降 ・トレーサビリティシステム導入を促進。 ・トレーサビリティシステムの確立に必要な実証及びトレーサビリティシステムの普及啓発の実施。</p>

	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉等の表示実態調査を実施するとともに、「食品表示110番」や「食品表示ウォッチャー」を設置することにより、消費者等の協力を得た食品表示の監視体制を充実。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者への情報提供と実効性確保の観点からJAS法を改正し（平成14年7月4日施行）、公表の迅速化と罰則の大幅な強化の措置を講じた。 ・平成14年2月から15年1月末までに「食品表示110番」に合計5,358件の問い合わせ。 ・平成14年度に約1,600名を「食品表示ウォッチャー」として委嘱。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示の監視体制をより一層強化。 ・食品表示の普及啓発を一層強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末～③それ以降 ・農林水産省の組織再編の一環として食品表示の監視担当部門を大幅に強化するとともに、「食品表示ウォッチャー」を2,500名に増強する。 ・厚生労働省及び公正取引委員会と協力して作成した食品の表示を一覧できるパンフレットを配布する。
<ul style="list-style-type: none"> ・水産基本法の制定等を踏まえ、所要の法改正案を提出する。(⑨) 	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業再建整備法（15年1月施行）、水産協同組合法（15年1月施行）、漁業災害補償法（15年4月施行）、遊漁船業法（15年施行）を改正し、水産四法が成立。 			<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末～③それ以降 水産4法の改正、水産基本計画（14年3月策定）により示された方向に沿い、 ・安全安心な水産物供給体制の構築 ・水産業の構造改革 ・魅力ある漁村づくりの推進等の施策を着実に推進。
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな「水産基本計画」を策定する。(13年度⑨) 	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・水産政策審議会企画部会において、水産基本計画の策定につき計5回審議。 ・平成14年3月に「水産基本計画」を閣議決定。 		<ul style="list-style-type: none"> 事業の重点化の一層の推進に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末～③それ以降 基本計画に示された方向に沿い、 ・安全安心な水産物供給体制の構築 ・水産業の構造改革 ・魅力ある漁村づくりの推進等の施策を着実に推進。